特定非営利活動法人日本パラ･パワーリフティング連盟

謝金支給規程

（目的）

第１条 この規程は、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「本連盟」という）が開催する事業に関連する活動を行った者に対して支払う謝金に関する基準を定め、事業の円滑な運営を行うことを目的とする。

（支払対象者）

第２条 謝金を支給する対象者は次の通りとする。

（１） 通訳人

（２） 本連盟強化委員会が指名した本連盟主催の競技会、または合宿等の練習会のスタッフ

（３） 本連盟が主催する競技会または練習会の医療スタッフ

（４） 本連盟が主催する国内の競技会または練習会において審判員を務めた者

（５） 本連盟競技に関する勉強会の講師、またはこれに類する会合で講師及び指導者を務めた者

（６） 本連盟に関連する海外の書籍に係る翻訳を務めた者

（７） 本連盟の活動に関わる教本・プログラム等の執筆・修正を務めた者（ただし、警備な修正等を除く。）

（８） 本連盟に関連する各種行事に対する報告事務を務めた者

（９） その他上記の各号の活動の補助に必要なスタッフ

２ 前項の規定にかかわらず、本連盟の理事は、対象者に含まないものとする。ただし、理事のうち、無給のもの、または医療、審判ならびに指導者など専門的知識が必要である活動を行ったものについては、謝金を支払うものとする。

（謝金の支給）

第３条 本連盟は、対象者に対し、理事会において定める別表に従い謝金を支給することができる。

３ 本連盟が時間単位により謝金を支払う場合、謝金の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実働時間とする。

４ 謝金の支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。

５ 本連盟が日単位により謝金を支払う場合、[3]時間以下を半日とし、[3]時間を超える場合は1日とみなす。

６ 本連盟が頁数により謝金を支払う場合、[400]字を1ページと換算して計算するものとする。日本語400字詰め原稿用紙に換算して単価を適用する。英語の場合は、1単語[2]文字として計算するものとする。

７ 頁数による謝金の支払単位は1枚とし、端数については、[200]字未満は切り捨て、[200]字以上は切り上げとする。ただし、全体で[200]字未満の場合は1枚とみなす。

８ 謝金の支払は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除し、その残額を支払うものとする。

9　謝金は、対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込みによることができない場合は他の方法により支払うことができる。

（交通費等の支払い）

第４条 対象者に交通費または宿泊費が生じた場合には、本連盟は、本連盟旅費規程にしたがってこれらを支給する。

（改定）

第５条 この規程、実施に関し必要な事項は、理事会の決議により改廃することができる。

（補則）

附　則

1. この規程は、平成26年1月１日から実施する。

2. 平成29年9月1日改定。

3. 平成31年3月14日改定。

4. 令和3年6月27日改訂。